

住宅の応急修理における井戸等の修理の位置付け

救助項目	住宅の応急修理		
	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（緊急修理）	日常生活に必要な最小限度の部分の修理（応急修理）	
		一般基準	井戸等の修理（特別基準）
対象者	準半壊以上(相当)かつ、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 ※全壊は原則対象外	準半壊以上 ※全壊は原則対象外	・井戸が飲用水を得る唯一の手段であること（水道を利用していないこと）かつ ・井戸等に被害を受け洗浄を実施したものの機能の回復が図られていないこと等 →これらをもって半壊に準ずる程度の損傷と評価 ※全壊は原則対象外
対象箇所 修理内容	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分 ・屋根等に被害を受け、雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張 ・損傷を受けた住宅の外壁や窓ガラスへのベニヤ板による簡易補修等	屋根、居室、台所、トイレ等 日常生活に必要最小限度の部分	井戸、配管、継手、砂取器、受水槽、弁、水栓、電動機、検査資材等、飲用水の取水に必要な最小限度の部分 →異物の除去、部材の交換、掘り直し、水質の検査その他の適切な方法による修理
限度額	1世帯当たり56,400円以内	1世帯当たり757,000円以内 (準半壊は367,000円以内)	1世帯当たり757,000円以内
		相互に流用不可	

※ 本取扱いは、井戸等の修理による飲用水の確保が令和8年熊本地震において特有に発生した喫緊の課題であり、一般基準によっては対応し難いため、災害救助法施行令第3条第2項に基づき定めた特別基準として実施するものである。